



かっぱ新聞

第 86 号

平成 31 年 2 月 吉日

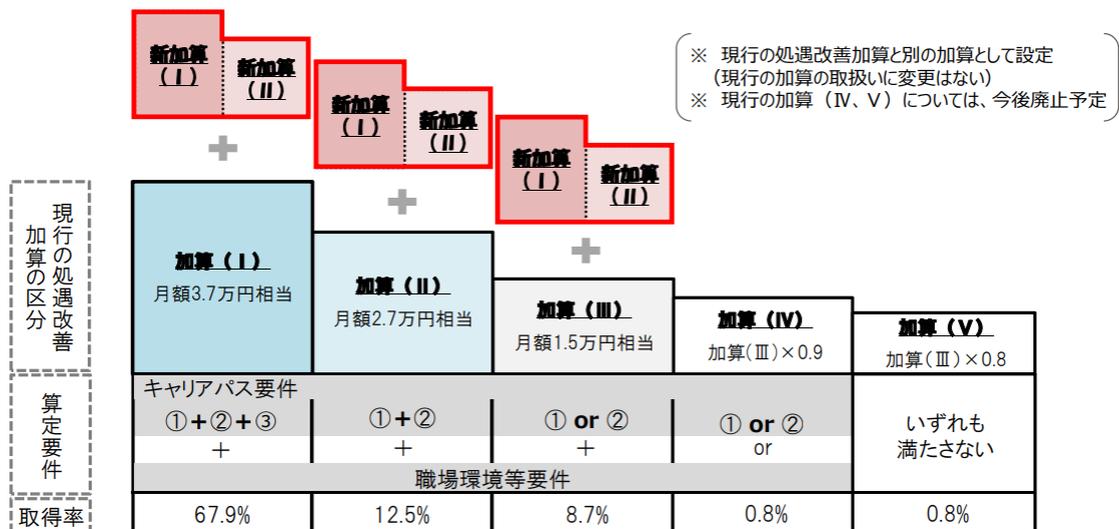
2月13日の第168回社会保障審議会介護給付費分科会にて、2019年10月に実施される介護報酬改定について審議されました。主な改正点は「特定処遇改善加算」の新設と、消費税率引き上げに対応した区分支給限度基準額と基本報酬の上乗せになります。詳しくは分科会資料(記事末尾にURL記載)をご参照ください。

なお、障害者総合支援法につきましてもほぼ同様の改正が予定されております。こちらは次号で掲載いたします。

※改正は10月に行われます。4月ではありません。

■ 特定処遇改善加算の新設

経験・技能のある介護職員の処遇改善を目的に「特定処遇改善加算」が新設されます。この加算は要件を満たせば従来の処遇改善加算に加えて取得できます。ただし職員に手当を配分する時は、下記配分方法にしたがう必要があります。



<事業所内における配分方法>

平均の処遇改善額が、「①経験・技能のある介護職員」は、「②その他の介護職員」の2倍以上とすること「③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)」は、「②その他の介護職員」の2分の1を上回らないこと

※①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定

※①②③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能 ※平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能

<新加算(特定処遇改善加算)の取得要件>

- ◎現行の介護職員処遇改善加算(I)から(III)までを取得していること
- ◎介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ◎介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

◎サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算(従事者要件のある区分)等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定

	訪問介護	訪問入浴	通所介護	通所リハ	認知症対応型通所	小規模多機能 看護小規模多機能
特定処遇改善加算 I	6.3%	2.1%	1.2%	2.0%	3.1%	1.5%
特定処遇改善加算 II	4.2%	1.5%	1.0%	1.7%	2.4%	1.2%

■ 区分支給限度基準額の見直し

消費税引き上げにあわせて、利用者の区分支給限度基準額が上乗せされます。

支給限度額	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
改正後	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
現行	50,030円	104,730円	166,920円	196,160円	269,310円	308,060円	360,650円

■ 介護報酬の見直し

消費税引き上げにともない、各サービスの基本報酬が上乘せされます。基本報酬のみで加算の単位数は変更されません。紙幅の都合上すべての単位数を掲載できないので、主なものを抜粋しています。掲載できなかったサービスにつきましては、「資料2 介護報酬の算定構造」（記事末尾に URL 記載）をご参照ください。

■ 訪問介護

区分		改正後	現行
身体介護	20分未満	166 単位	165 単位
	20分以上 30分未満	249 単位	248 単位
	30分以上 1時間未満	395 単位	394 単位
	1時間以上	577 単位に 30分 増すごとに +83 単位	575 単位に 30分 増すごとに +80 単位
	生活援助	20分以上 45分未満	182 単位
	45分以上	224 単位	223 単位

■ 訪問入浴

区分	改正後	現行
1回につき	1256 単位	1250 単位

■ 訪問リハビリテーション

区分	改正後	現行
1回（20分未満）につき	292 単位	290 単位

■ 地域密着型通所介護（小規模型）

区分		改正後	現行
3～4時間	要介護1	409 単位	407 単位
	要介護2	469 単位	466 単位
	要介護3	530 単位	527 単位
	要介護4	589 単位	586 単位
	要介護5	651 単位	647 単位
7～8時間	要介護1	739 単位	735 単位
	要介護2	873 単位	868 単位
	要介護3	1012 単位	1006 単位
	要介護4	1150 単位	1144 単位
	要介護5	1288 単位	1281 単位

■ 居宅介護支援

区分		改正後	現行
居宅介護 支援費Ⅰ	要介護1・2	1057 単位	1053 単位
	要介護3・4・5	1373 単位	1368 単位
居宅介護 支援費Ⅱ	要介護1・2	529 単位	527 単位
	要介護3・4・5	686 単位	684 単位
居宅介護 支援費Ⅲ	要介護1・2	317 単位	316 単位
	要介護3・4・5	411 単位	410 単位

■ 訪問看護

区分		改正後	現行
指定訪問看護 ステーション	20分未満	312 単位	311 単位
	30分未満	469 単位	467 単位
	30分以上 1時間未満	819 単位	816 単位
	1時間以上 1時間30分未満	1122 単位	1118 単位
	理学療法士等	297 単位	296 単位

■ 通所介護（通常規模型）

区分		改正後	現行
3～4時間	要介護1	364 単位	362 単位
	要介護2	417 単位	415 単位
	要介護3	472 単位	470 単位
	要介護4	525 単位	522 単位
	要介護5	579 単位	576 単位
7～8時間	要介護1	648 単位	645 単位
	要介護2	765 単位	761 単位
	要介護3	887 単位	883 単位
	要介護4	1008 単位	1003 単位
	要介護5	1130 単位	1124 単位

■ 通所リハビリテーション（通常規模型）

区分		改正後	現行
2～3時間	要介護1	345 単位	343 単位
	要介護2	400 単位	398 単位
	要介護3	457 単位	455 単位
	要介護4	513 単位	510 単位
	要介護5	569 単位	566 単位
7～8時間	要介護1	716 単位	712 単位
	要介護2	853 単位	849 単位
	要介護3	993 単位	988 単位
	要介護4	1157 単位	1151 単位
	要介護5	1317 単位	1310 単位

■ 小規模多機能型居宅介護

区分		改正後	現行	
小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	同一建物居住者以外	要介護1	10364 単位	10320 単位
		要介護2	15232 単位	15167 単位
		要介護3	22157 単位	22062 単位
		要介護4	24454 単位	24350 単位
		要介護5	26964 単位	26849 単位
	同一建物居住者	要介護1	9338 単位	9298 単位
		要介護2	13724 単位	13665 単位
		要介護3	19963 単位	19878 単位
		要介護4	22033 単位	21939 単位
		要介護5	24295 単位	24191 単位
短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1	567 単位	565 単位	
	要介護2	634 単位	632 単位	
	要介護3	703 単位	700 単位	
	要介護4	770 単位	767 単位	
	要介護5	835 単位	832 単位	

【出典】2019.02.13 厚生労働省 社保審-第168回社会保障審議会介護給付費分科会（ペーパーレス）資料
「資料1 2019年度介護報酬改定の概要」および「資料2 介護報酬の算定構造」
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html



情報システム部 前山竜次

2019年が始まって早くも1ヶ月以上経過し、改めて時の流れの速さを実感しております。一方で少しづつ日が長くなり着実に春が近づいているのを感じます。まだまだ寒いですが、もうひと頑張りしてこの冬を乗り切りましょう。